

1955年 「龔品梅反革命集團事件」に関する考察

中津俊樹

はじめに

(1) 「龔品梅反革命集團事件」をめぐって

「反革命肅清運動」（「肅反」）の開始（1955年6月）から間もない1955年9月8日早朝、上海市当局が派遣した公安部隊が同市内の複数のカトリック教会と関連施設に突入し、当時のカトリック上海司教であったイグナチオ龔品梅（Ignatius Kung Pingmei, 1901–2000：イエズス会士、後のローマ教皇庁枢機卿）、アロジオ（ルイス）金魯賢（Aloysius/Louis Jin Luxian, 1916–2013：イエズス会士、後の「中国天主教愛国会」上海司教、上海教区協働司教）らカトリック上海教区の30数名の司祭を、「帝国主義特務の指揮の下、宗教の衣をまとい、カトリック「上海教区」の組織を利用し、全国各地で我が国の重要な軍事、政治、経済情報を収集する活動を行い、帝国主義特務組織に提供した」等の「罪状」により、「反革命分子」として逮捕した¹⁾。それとほぼ同時刻に、上海市内全域で300名余りのカトリック信徒が公安当局により逮捕された。その後、同年12月までの3カ月間、浙江、福建、山東、江蘇等で、カトリック教会の聖職者や信徒が公安当局により相次いで「龔品梅反革命集團」として摘発された²⁾。そして、同年12月10日に『人民日報』が龔らを「反革命分子」として非難する社説を発表すると、一連の事件の経緯はソ連、東欧を経由する形でアメリカ等の西側諸国にも伝わった³⁾。その後、董必武（最高人民法院院長）が1956年1月、龔らを「帝国主義者が計画的に訓練し組織したカトリック教会内部に潜伏した特務間諜集團」と非難し、その逮捕を正当化した⁴⁾。以上が、中国当局が「龔品梅反革命集團事件」、海外に拠点を移した中国人のカトリック教会関係者が「九八教難」と、それぞれ称する事件の概要である。

中国ではこの事件に関して、政府と共産党が推進した「三自革新運動」（以下「三自運動」）と、中国政府公認の「カトリック教会」としての「中国天主教愛国会」（以下「愛国会」）の設立（1957年）に至る動きに対し、龔らが「帝国主義と結託し」「抵抗した」ことをその原因とする評価が一般的である。例えば、国務院新聞弁公室傘下の組織である「五洲伝播中心」はこの問題について、教皇ピオ12世（Pope Pius XII, 教皇在位1939-1958）が1952年と1954年に、中国のカトリック教会の動向をめぐる文書を発表することによって「中国の教会の反帝愛国運動に深刻な干渉を行い」、「龔品梅らを大いに鼓舞し、様々な手段で中国政府に対抗した」としている⁵⁾。また、龔品梅事件の舞台となった上海の場合、『上海宗教志』に「1953年に教会内部の帝国主義勢力が肅清された後も」、龔らが「帝国主義勢力に忠誠を誓い続け、人民政府と敵対した」との記述が見られる⁶⁾。『上海公安志』では龔がこの事件の後、「“投降せず、退却せず、裏切らず”のスローガンを掲げ、人民政府と対抗した」とされている⁷⁾。これらはいずれも、現在の中国当局による公式見解と理解してよいであろう。中華人民共和国成立後のカトリック教会、プロテスタント諸教会に関する劉建平の研究も、同様の見方を示している⁸⁾。

では、中国当局によるカトリック教会への統制に批判的な立場をとるグループは、一連の問題をいかに理解しているのだろうか。例えば、龔品梅の関係者らがアメリカで設立した Cardinal Kung Foundation（龔品梅枢機主教基金会）は、中国当局が龔に「ローマ教皇を非難し、自身の権威を愛国運動のために捧げる」ことを求めたのに対し、龔がローマ教皇との一致というカトリック教会の組織原則と、「ローマ・カトリック教会の司教」としての自己認識を前提とした上で、政府の要求に応えた場合、自らが「司教でなくなるばかりか、カトリック信徒ですらなくなる」として、「三自運動」への協力を拒絶したとしている⁹⁾。この内容は中国の公式見解とは相容れないが、「三自運動」への非協力的な姿勢が龔らの逮捕の原因となったとする点については、中国当局による理解と一致していると見ることができるであろう。

中国国外における研究に着目した場合、やはり「三自運動」等をめぐる姿勢が龔の逮捕の理由となったとの見方が示されている。1950年代以降の中国当局とカトリック教会の関係を、「銃を持たない敵」としての後者に対する前者の圧迫の過程と捉えた Myers や、上海市当局とカトリック上海教区の間を龔の動向を軸に検討した Mariani の研究は、その典型と言える¹⁰⁾。Myers は、「三自運動」がカトリック信徒の抵抗により順調に進展しない状況に直面した当局が、局面の打開を目的として龔にこの運動への協力を求めたものの拒絶さ

れた、としている¹¹⁾。Mariani は、龔と上海教区の司祭団が1953年8月頃に上海市公安幹部との会談で「三自運動」への協力を迫られた際、龔が「自分は政府に反対していないが、カトリックの基本的教義を守らなければならない」とする立場を示していた、と指摘している¹²⁾。これらを前出の二者と比較した場合、この点に関する理解については大きな相違は存在しないといえよう。

(2) 1949年以降の国家・社会秩序の形成と龔品梅

当時龔らの逮捕のもう一つの理由とされたのは、彼らがカトリック教会内での指導的立場と影響力を背景として、中華人民共和国の成立当初から新政権の政策に対して批判的姿勢を示し続けたことであった。本稿でも検討するように、龔らが逮捕された1955年9月8日以降、上海を始めとする中国各地の新聞では、彼らが新政権による「土地改革」（1950～1952年）、「社会主義総路線」の提起（1953年）、中華人民共和国憲法の制定（1954年）等に対し批判的な姿勢を示した、との非難が展開された。現在の中国ではこの問題に関して、龔らが「新中国は“暗黒の世界”であり、社会主義総路線は“犬猫路線”であると罵り、信徒を扇動して土地改革に反対し、社会主義建設を破壊した¹³⁾」、「過渡期の総路線が提起されると、いわゆる“天国を基本路線とする”ことにより、総路線に対抗した¹⁴⁾」といった評価が一般的である。

その一方、龔らの発言や行動自体を対象とした研究はこれまでのところ、中国ではほぼ皆無といってよい。その理由としては、龔らの逮捕を「反革命事件」とする見方が事実上の公式見解とされていることに加え、彼らの言説がその立場ゆえに宗教的色彩を帯びていたことが、研究者の間に研究自体を敬遠する意識を生じさせている可能性が考えられる。恐らくこのような事情も関係し、中国国内の研究者が現代史研究において龔の言説に注目することは、現在に至るまで事実上皆無に等しい状態である。例えば金春明、彫松、林蘊暉は1950年代初・中期における国家建設に関し、詳細な検討を行っているが、この問題に関する龔らの発言には触れていない¹⁵⁾。また、林や銭理群は、農村政策をめぐる毛沢東と梁漱冥の対立や「胡風事件」（1954年）など、国家・社会秩序の形成過程に関わる政権外の知識人の発言については詳細に論じているが、宗教者である龔品梅の同様の発言には一切、言及していない¹⁶⁾。結果的に、龔らの「罪状」とされた上述の発言や行動は研究者の関心の対象とされないまま、事実上放置されてきたといっても過言ではない。中国国外の研究者に目を転じた場合、先述のMyersとMarianiもこの問題については一切言及していない。

以上のように、中華人民共和国の成立以降の国家・社会建設の過程をめぐる龔品梅らの言動——とされるもの——と、その内容に関して一切検証がなされないまま、中国での公式見解が事実上無批判に近い形で、かつ特段の関心を集めることもないままに受容されているに等しいというのが、この問題をめぐる現状であるといえよう。

(3) 「宗教的反共主義」という視点

ところで、この問題に関して検討する際には資料的制約の関係上、当時の報道媒体が龔品梅らのものとして報じた、1949年以降の国家・社会建設の過程に対する彼らの批判的言説に依拠し考察を進める必要がある。しかし、これに関してはその内容の真偽を傍証し得る資料が事実上存在しないという限界が存在する。一方で、それをもって、当時の報道の全てを当局による「創作」に類するものと見なすことは、必ずしも妥当ではないようにも思われる。例えば、カトリック教会内の団体である「レジオマリエ (Legio Mariae/The Legion of Mary)」(中国名「聖母軍」)に関する拙稿で指摘したように、当時の新聞報道における同組織への批判には、当時のカトリック教会の事情を理解しない読者の間に嫌悪感や反発を生じさせ、最終的には当局の行動に対する世論の支持を拡大させるのに十分な内容が、多く含まれていた¹⁷⁾。しかし、当時のレジオマリエ会員による回想は、カトリック教会内での彼らの活動に関する報道には曲解などが存在する一方、事実に基づく内容が少なからず存在していたことを示している¹⁸⁾。同様の側面は、龔らの言説に関わる記事にも存在していたと推測し得る。ここに、龔らの「罪状」をめぐる報道を完全なる「創作」としてではなく、何らかの事実を反映したものとして検討する必要性が生じるのである。

そして、その際に有効なヒントとなると思われるのが、東西冷戦期におけるローマ教皇庁及びカトリック教会の「宗教的反共主義」的方針である。拙稿において指摘したように、ローマ教皇庁は東西冷戦構造の形成と共産主義勢力の拡大に危機感を抱き、カトリック教会への無神論的共産主義思想の浸透を拒絶する動きを本格化させていた¹⁹⁾。それは、教皇庁検邪聖省(現在の教皇庁教理省)による「共産主義に関する聖省令」(*Decree against Communism*. 以下「聖省令」)の布告(1949年7月)により、明確化された。同布告は、共産主義勢力との妥協を宗教的処罰の対象と位置付けた²⁰⁾。その一方、現実の政治体制をめぐるヘゲモニーの争奪は教皇庁やカトリック教会にとって、いかなる形であれ関与すべき問題ではあり得なかった。「教会は、地上的・経済的秩序に属する対立関係と利害の葛藤が演じられている「十字軍」に参加することを拒否す

る」という姿勢は、それを端的に示している²¹⁾。ここからは、教皇庁の反共主義の方針は「政治的反共主義」ではなく、キリスト教信仰に反する価値観との妥協を拒否し、信仰の堅持を目指す「宗教的反共主義」に基づくものであったことが明らかになる²²⁾。

龔らのものとされる言説に関しても、同様の視点から再検討される必要があろう。本来、宗教者としての龔らの逮捕はカトリック信徒以外の大多数の国民にとって、必ずしも関心の対象となり得るものではなかったはずである。そこで、龔らの逮捕を単に宗教的理由に留まるものとしてではなく、政治・社会秩序の形成という国家と国民全体の利益に関わる問題として印象付け、かつ彼らの存在をその阻害要因と位置付けることが、当局にとっての課題となるのである。当局が龔らの言動における、一見、宗教者としての立場からの逸脱と見なし得る側面を取り上げ社会に広めることのメリットは、まさにこの点に存在していたといえる。当時の報道におけるそれらの意図を踏まえた上で、その内容と「宗教的反共主義」の方針、さらにはカトリックの教義との整合性に着目すれば、その真偽を判別することはある程度、可能になると思われる。それにより、龔らが自らの宗教的価値観と「宗教的反共主義」の方針に基づいて発言を続けていた可能性を、逆説的に見出し得るのではないか。

本稿では以上の問題意識と方法に基づき、従来関心の対象とされてこなかった、1949年以降の国家・社会秩序の形成過程をめぐる龔品梅ら中国のカトリック教会関係者の認識等について、考察する。具体的には、龔らが批判的姿勢を示したとされる「土地改革」「社会主義総路線」とそれに関連する諸政策、さらに「犬猫路線」の意味を検討するため、人間と社会の関係性に関する彼らの「反革命」的言動を考察の対象とする。このうち「土地改革」に関しては、劉建平がその過程における地方当局と現地のカトリック教会の関係について、複数の地方の档案資料に依拠し論じている²³⁾。反面、劉の研究では、共産主義をめぐるローマ教皇庁やカトリック教会の方針と、龔らの「罪状」とされた土地改革に対する批判や抵抗との関連性については、言及されていない。また、「社会主義総路線」に関わる諸政策をめぐる龔らの発言については劉のみならず、他の研究者によっても検討されていない。しかし、これらの問題を教皇庁の「宗教的反共主義」、あるいはカトリックの教義との関連性から読み解くことは、新政権が龔品梅らの排除を必要とした理由についての、「三自運動」以外の新たな角度からの理解を可能にするであろう。このような点を踏まえ、「龔品梅反革命集団事件」についての新たな知見を提示することを、本稿の目的とする。

1. 社会主義、共産主義をめぐる ローマ教皇庁、カトリック教会の認識

龔品梅らの言説に関して考察するにあたり、社会主義、共産主義に関するローマ教皇庁及びカトリック教会の認識について、(1)土地の所有権、(2)社会主義、共産主義への対応、(3)人間と社会の関係性に着目し、その特徴について整理しておく。

(1) 土地の所有権をめぐる

教皇庁は土地の私的所有を始めとする財産権の問題に関して、19世紀末の段階で見解を示していた。教皇レオ13世 (Pope Leo XIII, 教皇在位1878-1903) は回勅「レールム・ノヴァルム (*Rerum Novarum*)」(1891年)において、当時深刻化しつつあった労働問題に関して、カトリック教会が積極的にその解決に関与すべきとする姿勢を、歴代教皇として初めて打ち出した。その際、レオ13世は労働問題における社会主義思想の影響について、「私有財産を全廃し、個人の財産を万人の共有となすべきであると主張する」社会主義者の理論を「このうえもなく不義である。なぜなら、所有者の正当な権利を侵害し、国家の役割をゆがめ、社会という建物を根底からくつがえすからである」と批判し、マルクス主義の階級闘争理論に基づく私有財産制度の変更と、それによる社会変革を拒絶する立場を明確にした。また、個人による土地所有については、「神が人類に土地を与えられたのは、人類がこれを収用して利益をあげるためである」として、土地の所有権を宗教的権威に由来するものとの認識を示した²⁴⁾。これにより、土地を含む財産の私的所有は神から人間に賦与された権利であり、それゆえに堅持すべきものとする、カトリック教会の認識が明確にされたといえる。そして、「そのような個人的権利はいかなる手段によっても、抑圧することはできない」とされる時、公権力による私有財産への侵害はその手段如何を問わず、カトリック教会の立場と対立する行為と位置付けられることになるのである²⁵⁾。

(2) 社会主義、共産主義への対応——「聖省令」における「宗教的反共主義」

先述の「聖省令」は共産党に対するカトリック教会の対応として、カトリック信徒が「(1)共産党に党员として加入すること、(2)共産主義者の理論あるいは行動を支持する書籍、雑誌、新聞あるいはリーフレットを刊行し、流布し、読み、あるいはこれに書くこと、(3)第1項および第2項に該当する行為をな

すこと、(4) 共産主義者の唯物主義的・反キリスト教的理論を奉じること」が、「聖体拝領」の禁止やカトリック教会からの「破門」の対象となると明記とした²⁶⁾。その直後の同年9月、フランス枢機卿団が「聖省令」の内容を受けて発表した書簡では「聖省令」の規定に加え、カトリック信徒が共産党関連の行事に協力することについて、「たとえ、文学、音楽、あるいはスポーツを論ずるためであっても」禁止の対象とされた²⁷⁾。この内容は、フランスにおける「聖省令」の適用範囲を示すことを目的としたものとされたが、枢機卿団という教皇の側近グループの名義で発表された事実に着目した場合、この問題に関するカトリック教会の見解と理解しても差し支えないと思われる²⁸⁾。加えて、世界宗教としてのカトリック教会の特質を踏まえるならば、事実上フランス以外でも適用可能なものであったと見てよい。後述する龔品梅らの「反革命行為」に関しても、このような点から考えることができるであろう。

(3) 人間と社会の関係性をめぐって——「ペルソナ(人格)」の尊厳と社会建設

教皇ピオ11世 (Pope Pius XI, 教皇在位1922-1939) は回勅「クアドラジェシモ・アンノ (*Quadragesimo Anno*)」(1931年)において、人間と社会の関係をめぐるキリスト教と社会主義、共産主義の認識の相違に関して、「キリスト教の教義によれば、社会的本性を有する人間が地上に置かれている目的は、社会をいとなんで神から発する権威のもとに生活しながら、そのすべての能力を創造主の賛美と栄光のために十分に涵養発達させ、その職業あるいは召命に附随する義務を忠実に果たすことによって、この世の幸福とともに永遠の幸福を確保することである。これに反して、社会主義は、人間と社会とのこの崇高な目的についてまったく無知あるいは無頓着であって、人間の共同体は、ただ、安楽のためにつくられていると主張する」と指摘し、後者を現世的な幸福の追求と神の観念の欠如ゆえに拒絶した。ピオ11世によれば、人間と社会の関係をめぐる共産主義の認識から生じるのは、生産活動を「是が非でも社会的に行わなければならない」とする発想の下で「人間はまったく社会に身をゆだね、これに従属しなければならない」状況であり、かつ「人間のもっとも高尚な善を、自由さえも、もっと合理的な生産の要求に従属させ、犠牲」にすることへの当然視であった。そして、その結果として形成されるのは「明らかに過度の強制がなくては存在することも考えることもできないし、他方においては真の社会的権威をまったく認めない」点において、「このうえもなくキリスト教の真理に反する」社会観に基づく社会に他ならなかった²⁹⁾。

かかる認識が単に、社会主義、共産主義が生産力の向上を絶対視することへ

の批判的意識のみに起因するものではないことは、ピオ11世が回勅「ディヴィニ・レデンプトリス (*Divini Redemptoris*)」(1937年)において、社会主義、共産主義の上述の主張が根本的に「神の観念を受け入れる余地のないことは明らかであり、精神と物質、靈魂と肉体の間の区別は存しない」との批判を行ったことから明らかであった³⁰⁾。ピオ11世はそれに加え、共産主義を「倫理的行為の精神的原理である自由を人間から剥ぎとり、人間のペルソナ(人格)から、その尊厳を構成するもの、盲目的な本能の攻撃に対して倫理的に抵抗するものを奪う」という性質を潜在的に有する点において、人間の本質としての「ペルソナ(人格)」の尊厳に反する非人間的な思想と定義した。そして、「このような理論からすれば、人間の生命には神聖な特質、精神的特質は認められない」との見方が示される時、人間と社会の関わりをめぐる社会主義、共産主義の認識は、神と人間双方の尊厳と本質的に対立するがゆえに、カトリック教会にとって許容し得ないものと位置付けられるのである³¹⁾。

2. 「龔品梅反革命集団事件」をめぐる ——新国家の建設と「宗教的反共主義」

社会主義、共産主義をめぐるカトリック教会の以上のような認識や方向性は、龔品梅らの行動にいかなる形で反映されたのであろうか。以下の部分では土地改革、社会主義総路線、そして人間と社会の関係性をめぐる彼らの言説に着目し、考察する。

(1) 龔品梅の経歴

龔品梅は1901年、上海市東部・浦東のカトリック信徒の地主家庭で生まれた。このような家庭環境の影響を受け、龔は幼少時から儒教的価値観とカトリックの信仰の双方の影響を受けて育った。イエズス会系の「徐匯小学」で学んだ後、19歳の時に神学校に入学し、29歳で司祭に叙階された。1946年6月に前出の教皇ピオ12世が中国における聖職者位階制としての「聖統制」を導入し、中国各地の教区に中国人司教を相次いで叙階すると、龔は1949年10月に蘇州教区司教に叙階された。その後、1950年7月にはローマ教皇庁中国駐在公使であったアントニオ・リベリ(*Antonio Riberi*, 1897-1967: モナコ籍、カトリック大司教、後の教皇庁枢機卿、中国名「黎培里」)により、蘇州に加え上海、南京の三教区の司教に任命された。1951年10月に上海の公安部門が前出の「レジオマリエ」の取り締まりを宣言し、同団体の会員に派出所への出

頭と登記を命じた際には、龔はそれを禁止する措置を打ち出した。また、「三自運動」に対しては、一貫して協力を拒絶する姿勢を示し続けた。その結果が、1955年9月8日における龔らの逮捕と、それに続く中国各地での同様の動きであった。1960年3月、上海市中級人民法院は「龔品梅反革命集団」の成員とされた上海のカトリック教会関係者に判決を下し、龔に対しては無期懲役及び政治的権利の終身剥奪を宣告した。その後、龔は上海市内の提籃橋監獄に収監された。中国の公式見解によれば、公安機関は「愛国教育、宗教教育」等の手段を通じ、龔の「思想の変化」を促すことを試みた。「プロレタリア文化大革命」(1966-1976年：文革)期には看守らによる龔への批判が行われたが、肉体的暴力を伴うことはなかったようである。

1985年、アムネスティ、赤十字社などの団体や当時アメリカ在住の龔の甥である龔民権 (Joseph M. C. Kung) らが、中国当局に対して龔の釈放を要求した。同年7月、上海市中級人民法院は龔の刑期短縮と仮釈放を決定し、1988年1月には刑期減免、同年5月には病氣療養を理由としたアメリカへの出国が実現した。中国の公式見解によれば、一連の経緯は龔が法廷で「政府に対抗した罪を後悔」し「政府の寛大さに感謝」した結果、実現したとされているが、実際には龔は1985年の段階で上海市当局が提示した文書の内容、特に自身が「よく改造された」ことが刑期短縮の理由とされた点に反発し、文書への署名と出獄を拒否した。そのため、当局は龔の身柄を提籃橋監獄から上海市内の「徐家匯聖イグナチオ大聖堂 (Xujiahui St. Ignatius Cathedral)」に移動させ、「愛国会」関係者による監視下に置いた。1988年5月に龔は龔民権らに伴われてアメリカへ出国し、1991年にはバチカンで教皇ヨハネ・パウロ2世 (Pope John Paul II, 教皇在位1978-2005) により、中国人としてはトマス田耕莘 (Thomas TienKen-sin, 1890-1967: 1946年に枢機卿に任命)、パウロ于斌 (Paulus Yubin, 1901-1978: 1969年に枢機卿に任命) に続く、三人目の枢機卿に正式に任命された。ヨハネ・パウロ2世は1978年に教皇に就任した際、複数の枢機卿を任命したが、一人に関しては「秘密裡」の任命とされていた。龔が正式に枢機卿に任命されたことにより、その人物が龔であったことが明らかになった。中国政府はそれに反発し、1997年には龔の旅券を没収した。その後、龔は2000年にアメリカのコネチカット州スタンフォードで生涯を終えた³²⁾。

(2) 中華人民共和国成立後の活動

——新国家の建設と、上海教区司教としての対応

龔は新国家の成立から9カ月後の1950年7月、オーギュスト・アヴィゼー

(Auguste Haouissee, 1877-1948：フランス籍、中国名「恵済良」)の後任の上海教区司教に就任した。その1年前の1949年7月にはローマ教皇庁が先述の「聖省令」を布告し、カトリック教会と共産主義勢力との協力を一切禁止する姿勢を明確に打ち出していた。いわば、無神論的価値観を理論的支柱の一つとする共産党による新国家の建設と教皇庁の「宗教的反共主義」的方針という、相容れない事象ないし価値観の対峙が現実のものとなった状況下で、龔は司教としての職務を果たさざるを得ない立場に置かれることとなったのである。

1) 「土地改革」をめぐる

カトリック教会は宗教組織であると同時に、教会、修道院等の関連施設や土地を所有する土地所有者としての側面も有している。信徒個人に関しては各自の経済状況を反映し、土地所有者と非土地所有者の相違が存在していることは言うまでもない。このような特徴は、カトリック教会と土地改革をめぐる問題にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。

1950年8月、共産党中央は「カトリック、プロテスタントの問題に関する指示（關於天主教、基督教問題的指示）」（以下「指示」）において、「帝国主義による侵略の道具としての教会を、中国人自身が行う宗教事業に変えるため、一連の困難な、複雑な工作を行う必要」を提起した。その一つとされたのが教会を対象とした土地改革であった。この指示においては、土地改革と教会の宗教的活動の関係について、「教会は土地改革が行われている地区では、一時的に活動を停止すべきである」との規定がなされた³³⁾。

龔品梅らの逮捕後の新聞報道では、土地改革が実行されていた時期に彼らが「極秘裏に会議を招集」し、「将来的に教会の土地を取り戻すこと」を目的として「土地証書を秘匿ないし写真を撮影し保存」と同時に、「信徒を対象に土地改革に反対する内容の説教を行う計画を立てた」との批判がなされた³⁴⁾。ここからは、政権側が土地改革をめぐる龔らの対応を教会による組織的抵抗と見なすことにより、彼らに対する圧迫の正当化を試みたことが窺える。また、龔らが各地のカトリック信徒に「審判大会で、地主を告発すること」「地主の土地と財産の分配を受けること」を「犯罪」と見なし、禁じたとする内容が多く取り上げられた。これは龔が司教を務めた上海、蘇州、南京の各教区のみならず、他地域での報道にも共通するものであった³⁵⁾。加えて、土地改革に関する龔の言説として、貧農信徒が土地と財産の分配を拒否できない場合には「人民政府の崩壊後に地主に返還すべき」であり、「地主の同意なく土地を売却すること」を禁じたとの批判がなされた³⁶⁾。これらの内容は、土地改革に対する龔らの「抵抗」を「人民政府の崩壊後」における巻き返しを念頭に置いた行為と位

置付け、かつ海外との密接な関係を印象付けることにより、新政権への計画的かつ組織的な反抗の一環というイメージを容易に形成させ得るものであった。

一方、土地改革時の中国でのカトリック教会の状況を見た場合、組織としての教会は土地所有者としての性格ゆえに、土地改革の対象と位置付けられることは不可避であった。信徒個人と土地改革の関わりについて言えば、地主として土地改革における批判対象とされるか、非土地所有者として前の二者への批判運動等へ動員されるかの、いずれかの立場での関与を余儀なくされる状況が出現したと見ることができる。これは、カトリック教会の教義とは相容れないマルクス主義の階級闘争理論とそれに基づく対立が、教会と信徒内部に持ち込まれるに等しいものであった。また、土地の所有権に関する先述の教皇レオ13世の見解に着目した場合、土地改革は神から人間に賦与された権利に対する、無神論的共産主義を理論的支柱とする権力による抑圧に他ならなかった。当然、教会がそれに協力する余地は存在し得なかつたはずである。

このような事情を背景に、龔らは土地改革をキリスト教的価値観との深刻な不一致ゆえに有害であるだけでなく、信徒を宗教上の救済から遠ざける危険を有するものと見なした。そこで、土地改革に対する龔らの「抵抗」においては、貧農信徒による土地改革への協力が宗教上の救済の喪失へと結びつく可能性や、少なくとも宗教的な罰則の対象となり得ることが強調されることとなった。当時の報道によれば、それは「人民の革命事業を極端に敵視する」聖職者が、農民が土地の分配を受けることを「天主の罰を受ける」「窃盗」行為とみなした上で、キリスト教の戒律に反する行為として禁じるという形をとった³⁷⁾。中国出身の元カトリック信徒で、1950年代に上海教区の「レジオマリエ」成員であった Mary Qian によれば、教会指導部はカトリック信徒の貧農に対し、地主から没収された土地や財産の分配を受けることは「十戒」に反する行為であると指摘したという³⁸⁾。具体的には、この種の行為は「十戒」の「第七戒」に反するとされた³⁹⁾。また、貧農信徒が土地や財産の分配を受けた場合、「聖体拝領」の禁止という、カトリックの教義で「大罪」に該当する行為を犯した信徒に課せられる、宗教的処罰の対象とされる事例も存在していた⁴⁰⁾。これらが彼らの間に、土地改革への賛同の結果として宗教的救済から排除される可能性への恐怖感を強く想起させたことは、想像に難くない。実際に、この種の言説や措置は貧農信徒の行動に対する抑止力として、一定の機能を果たしたようである⁴¹⁾。また、聖職者は貧農信徒が地主の土地と財産の分配を受けた場合、後者が地主の承諾なしにそれらを売却することを禁じるとともに、将来的に地主に返還することを呼び掛けた⁴²⁾。これは、先述の「第七戒」

に該当する過失に対する償いとしての意味を有する行為であった⁴³⁾。貧農信徒はこれにより、本人の意思如何に関わらず土地改革に参加せざるを得ない状況に置かれた場合でも、宗教的救済の機会を再度与えられる可能性が提示されたといえる。

以上の点から、龔品梅らが土地改革の性格と、それに対して教会と信徒が取るべき対応を政治的観点からではなく、一貫して宗教的価値観に基づいて捉えていたことが窺える。それに対し、無神論的価値観を理論的基盤とする新政権にとって、この種の行為は土地改革への組織的抵抗以外の何物でもなかったはずである。さらに、龔らが新政権とは根本的に異なる価値観によって行動する状況を目の当たりにした時、新政権がそこに、将来的に政権に脅威を及ぼす危険性を見出したであろうことは、想像に難くない。

このように考えれば、土地改革をめぐる問題の根底に存在したのは現実の政策への評価の相違ではなく、強力な政治権力を背景とした政治、社会秩序の構築とその安定を最大の関心事とする政権と、宗教的価値観に依拠してそれらを批判した龔品梅らの間での、全く次元の異なる、それゆえに一致点を見出し得ない価値観の間での衝突だったといえよう。

2) 「社会主義改造」と龔品梅らの動向

毛沢東は1953年6月の中央政治局会議において、「過渡期の総路線」を提起した。これ以降、農業・手工業・資本主義企業の「社会主義改造」を中心とする社会主義建設が本格化した。同時に、「第1次5カ年計画」(1953-1957)が策定された。また、1954年9月の第1期全国人民代表大会では、最初の「中華人民共和国憲法」が採択された。この時期の龔品梅らの動向に関して、現在の中国では彼らが「過渡期の総路線」や「社会主義改造」等の政策に批判的な姿勢を示した、との評価がなされていることは、先述のとおりである⁴⁴⁾。土地改革をめぐる龔らの対応がローマ教皇庁の「宗教的反共主義」の方針や、カトリック教会の教義を反映したものであったことから言えば、この問題に関しても同様の視点から検討する必要があるだろう。

当時の新聞報道では、上海市当局が「社会主義改造」の本格化に伴い、関連する施策をめぐる協議を行うことなどを目的として龔らとの接触を模索したものの、ことごとく拒絶されたとの内容が強調された。これは、龔らを新社会の一員として迎え入れることを目的として「仁義を尽くした」政権側と、ある種の頑なさによりそれを拒絶した龔らの閉鎖性というイメージを世論において形成する上で、効果的な図式であった⁴⁵⁾。

当局による龔らへの「仁義」は、龔を「国慶節のパレードや社会活動に招

待する」等の形をとったとされた⁴⁶⁾。この試みは、宗教者と無神論的共産主義を理論的基盤とする新政権の融和を演出し、社会秩序の順調な形成を世論に向けてアピールする上で、当局にとっては一定の重要性を有していたと考えられる。同様の意図に基づくと思われる行動は、当局が政治、社会秩序の形成に関わる問題への龔らの関与を模索したことに反映された。例えば、上海市洋涇区政府は食糧配給計画の実施に伴い、カトリック教会が宗教儀式で用いる小麦粉の配給に関する協議を行うことを目的として、教会側に関連する会議への出席を呼び掛けた。また、1954年6月には、当時全国で「中華人民共和国憲法」草案をめぐる議論が展開されていた状況を踏まえ、上海市人民政府宗教事務処が龔にも同様の討論への参加を求める書簡を送付した。だが、龔らはいずれの場合にも宗教上の理由から、当局との接触を拒絶する姿勢を示した。前者に関しては、「聖職者は戒律により、政治的な会議に参加できない」ことが理由とされた。後者の場合は、龔自身が「1953年4月」の段階で、上海市人民政府に「教会と関係の無い事柄に関わることを拒絶する内容の通知を行っていたことを改めて確認した上で、討論への参加を拒んだとされる⁴⁷⁾。

これらを「聖省令」やフランス枢機卿団の書簡の内容と対比した場合、その根底にはいずれも「宗教的反共主義」的方針が存在していたことが、容易に見出せる。また、龔らの行動からは、「教会と関係の無い事柄」に関して教会と当局との間で何らかの接点が形成され、ひいてはそれが既成事実化されることへの懸念と、そのような状況の回避を試みる意図が窺われる。その目的はカトリックの教義と相容れない価値観の拒絶であり、それに基づく政治、社会秩序の形成からの自由を堅持することであったと見てよいであろう。

これを当局の側から見た場合、龔らの一連の行動を広く世論に知らしめることは、彼らが当局の度重なる「配慮」を拒絶した姿を世論に印象付ける上で、効果的であったと考えられる。また、龔らの行動における「宗教的反共主義」的性格は、当局が彼らを異質な価値観を背景として社会秩序の構築を阻害する存在と位置付け、さらにそれを根拠としてその排除を正当化する根拠として、十分なものであった。龔らの本来の意図が無視され、新社会の形成に自ら背を向けた集団としての姿が誇張される時、その排除は新たな政治、社会秩序の形成に不可欠な行動としての性格を付与されるに至るのである。

(3) 「ペルソナ (人格)」なき「地上の天国」への違和感

——「犬猫路線」をめぐる

1) 「犬猫路線」の背景

龔らの逮捕後の新聞報道では、彼らが教会内部において「総路線」を「犬猫路線」「地獄へ至る総路線」等と批判すると同時に、「総路線」への対抗を意図し「天国路線」を提起した、との批判がなされた⁴⁸⁾。ここに、「犬猫路線」は龔らの「反革命」性を象徴する概念の一つとされるに至った。

当時の報道によれば、龔がこの概念を打ち出したのは1953年11月21日と、翌年2月の春節に上海教区司祭による「黙想会」が行われた際の2回であったとされる⁴⁹⁾。ただし、一連の報道においては、この2回の黙想会での龔自梅の発言、特に龔自身が「犬猫路線」という発言を行った事実を裏付ける内容が示されることは、なかった。その代わりに、この問題に関して実際に引用されたのは龔の発言ではなく、上海教区司祭と思われる王方という人物が1954年2月、上海教区司教館での黙想会でを行った説教の一部であった。この事実は、「犬猫路線」という発言は当局が広めたイメージとは異なり、実際には龔自身によるものではなかった可能性を示唆している。また、王の発言の日時と場所に着目した場合、それらは龔が「天国路線」を提起したとされる、同月の「黙想会」での発言と同一のものと判断して差し支えないであろう。黙想会は、参加者が宗教的読書や講話の内容を基に各々が観想を深めることを目的とした、カトリック教会の宗教的活動の一つである。その点から言えば、王の説教の目的はそれと合致するものだったはずである。また、黙想会の場所と性格から言えば、説教の内容については事前に龔の了承を得ていた可能性も想定し得る。であるならば、そのような場で総路線への政治的観点からの批判を行うことは一見、宗教的活動という黙想会の趣旨と合致しない行動に見える。しかし、王の説教が総路線を宗教的価値観という観点から捉えることを主眼としたものであるならば、その政治的色彩は表面的なものに過ぎず、本質的には信仰心の深化に寄与するものとしての意味を持つことになるのである。換言すれば、世俗の政治体制の是非をめぐる評価や現実の政策に対する政治的動機に基づく批判は、そもそも王の説教の目的ではなかったと考えられる。

王は3日間の黙想会で6回の説教を行った際、「ある人がこの地上に非常に美しい、幸福に満ちた、楽しい地上の天国を建設しようとしている」と指摘した。王はそれを、自らを「極めて大きな能力、科学、物質と忘我精神を有している」と過信し、「困難を恐れない勇氣により、自らの理想とする天国を創造できると信じている」、「天主に対抗する人」による試みとした上で、「そのよ

うな生活は犬猫の類の、精神の無い生活といかなる相違があるのか」と疑問を呈した。王はその上で、その実現は「完全に不可能」であり、「地上の天国とはいかなるものなのか、誰も知らない」とした⁵⁰。この部分では「総路線」という名詞には直接、言及されていないが、その目的が事実上、宗教的価値観からの総路線への批判にあったことは、王が農業生産をめぐる問題について宗教的観点から批判を加えた事実からも、明らかであった。王はある土地における収穫量の限度が「天主により計画されている」との認識に基づき、「たとえ人が何らかの方法でそれを換えようとしても、天主の計画を超えるには十分ではない」と断定した⁵¹。ここに、「地上の天国」の建設の試みとしての総路線を、専ら人間の理性への過信による「天主の計画」への抵抗という性格を帯びるがゆえに成功不可能と見なす、王あるいは龔の認識が示されたといつてよい。

2) 「ペルソナ」なき「地上の天国」の試みとしての総路線

ところで、王の発言において「地上の天国」の建設という行為の主語とされているのは、「極めて大きな能力、科学、物質と忘我精神」を有する「ある人」であった。この点からは、王が総路線を毛沢東個人の発意と指導力に依拠した試みと見なしていたことが窺える。それが、王自身が、社会の構成員としての「人民」とその主体的意志という要素を無視したことを意味するのではないことは、王が「ある人」の試みに一貫して批判的な立場を示していることから明らかであった。それを踏まえて、王のこれらの発言を、人間と社会の関係をめぐるカトリックと社会主義、共産主義の認識の相違についての先述の教皇ピオ11世の発言と対比した場合、王が総路線のなかに「社会的な」生産活動の絶対視と、毛沢東がその手段として「自由さえも合理的な生産の要求に全てを従属」させる構図を見出したことが、窺えるのである⁵²。そして、毛沢東の「地上の天国」へ向けた試みとしての総路線が人民の主体的意志の不在という条件下で推進される時、王らがそこに、後者が必然的に「まったく社会に身をゆだね、これに従属しなければならない」立場に置かれる状況が出現する可能性を読み取ったことは、容易に想像できる。それは、「共産主義においては、人間のペルソナは、機構のなかのひとつの歯車にすぎない」とする、共産主義の人間観に対するピオ11世の批判と合致するものであった⁵³。加えて、それは個人における自由の喪失と表裏一体の関係を成す点において、「自由を人間から剥ぎとり、人間のペルソナ（人格）から、その尊厳を構成するもの」を奪うという側面を帯びることとなる。そして、その論理的帰結として出現するのは、社会の構成員としての「人間の生命には神聖な特質、精神的特質は認められない」社会に他ならない⁵⁴。王や龔が、総路線における毛沢東の圧倒的存在

感と人民の主体性の不在を認識していた場合、そこに「合理的な生産の要求」という大義名分の下での「ペルソナ」の喪失という現実を認めたであろうことは、想像に難くない。

王方あるいは龔品梅はこうして、総路線のなかでの人民の位置付けの本質を見出すに至ったと考えられる。彼らにとって総路線における人民とは、政権が主導する秩序形成のなかで従属的な立場に置かれ、かつ神から賦与された個人の尊厳の源としての「ペルソナ」を失うことを余儀なくされた存在であった。また、総路線により実現する「理想の天国」とは「ペルソナ」なき社会であり、「犬猫の類の、精神の無い生活」であった。それはまさに、「このうえもなくキリスト教の真理に反する」社会そのものだったはずである⁵⁵⁾。それゆえに、その成功により物質的繁栄が実現された場合でも、それ自体が「罪」と位置付けられることになるのである⁵⁶⁾。「犬猫路線」とは現実の政策としての総路線に対する揶揄や侮蔑ではなく、総路線が目指す「地上の天国」に向けられた、宗教的価値観に基づく拒絶を意味する表現であったといえよう。

おわりに

本稿で考察したように、1950年代の政治、社会秩序の形成過程をめぐる龔品梅らの対応の根底に存在していたのは、「宗教的反共主義」的方針とカトリック教会の教義という宗教的価値観であった。龔らは新政権による個々の政策にそれらとの深刻な不一致や、宗教的に許容し得ない性格を見出した時、自らの宗教的価値観ないし良心を全てにおいて優先する道を選択したのである。それらが具体化される際には不可避免的に、現実の政策との衝突ないし事実上の抵抗という政治的性格を帯びざるを得なかった。しかし、彼らの本来の意図を鑑みれば、一連の行動は宗教的価値観から派生したものであり、世俗の政治に対する政治的観点からの評価や政治権力の所在は彼らにとって、関心の対象外だったのである。ここに、「土地改革」等をめぐる龔らの対応が政治的意図によるものではなく、「宗教的反共主義」的方針やカトリック的価値観との一致を最大の関心とした、宗教的価値観に根差したものであったことが明らかになる。一方、無神論的共産主義を理論的基盤とする新政権にとって、龔らの存在と行動はキリスト教という、自らとは異なる価値観を有するがゆえに異質なものであり、かつそれを背景として、政権が主導する政治、社会秩序の形成に距離を置いた点において、容認し得ないものであったといえる。政権側が、龔らの姿勢が教会外にまで影響を及ぼし、社会主義改造などの政治、社会秩序の形

成に対する阻害要因となる可能性への危惧を抱いたであろうことは、想像に難くない。ここに、政権側はカトリック教会の聖職者であった龔品梅らを宗教者ではなく、「宗教の衣をまとい、宗教団体を隠れ蓑として、反革命活動を進める」存在と見なすに至った⁵⁷⁾。そして、「表立って、あるいは潜伏して活動する一切の反革命分子を肅清し、我が国の社会主義建設と社会主義改造事業に対する国内外の敵の破壊活動を粉碎」することが社会主義改造にとっての急務と位置付けられる時、龔品梅らをその「宗教的反共主義」的姿勢ゆえに、社会主義改造に敵対する「反革命集団」とすることが正当化されたのである⁵⁸⁾。

注

- 1) 本稿で引用する新聞資料のうち Hongkong Baptist University Library, “Christianity in Contemporary China Clipping database” (当代中国基督教發展剪報數拋庫) <http://libproject.hkbu.edu.hk/was40/search?channelid=7336> 所収のものに関しては、資料名に (B) を付す。「肅清反革命分子闘争中又一重大勝利 市公安局破獲龔品梅反革命集団」『新聞日報』1955年9月9日 (B)。「社論 徹底摧毁龔品梅反革命集団、肅清隱藏在天主教内的一切反革命分子」『新聞日報』1955年9月9日 (B)。1955年9月8日及びその前後の上海市当局及び公安部隊の動向については、以下に詳しい。Paul P. Mariani, *Church Militant: Bishop Kung and Catholic Resistance in Communist Shanghai*, Cambridge: Harvard University Press, 2011, pp. 143–162.
- 2) 劉建平は1955年9月8日夜に逮捕された上海教区の司祭、修道者及び信徒の人数について「資料ごとに差異が存在する」との指摘を行っている。劉建平『紅旗下の十字架——新中国对基督教和天主教的政策演变及其影響 (1949–1955)』香港：基督教中国宗教文化出版社、2012年、p.303。各地の状況については「浙江省公安部門根拠人員檢舉和長期偵察依法逮捕胡若山等反革命分子」『新聞日報』1955年9月12日 (B)。「社論 堅決肅清暗藏在天主教内的反革命分子」『福建日報』1955年9月13日 (B)。「暗藏在天主教内的反革命分子魏書田等八犯被公安機關依法逮捕」『青島日報』1955年11月5日 (B) など。
- 3) 龔の逮捕の情報が西側へ伝わった経緯については、Mariani, *op. cit.*, p. 165。「社論 決不容許反革命分子利用宗教進行破壞活動」『人民日報』1955年12月10日 (B)。
- 4) 董必武「關於肅清一切反革命分子問題的報告」(1956年1月31日)、「中国政府網」http://www.gov.cn/test/2008-02/20/content_894766.htm (2019年1月20日閲覧)。
- 5) 「中国天主教的反帝愛國運動の高漲」、五洲傳播中心「看中国」<http://chinaabc.showchina.org/zgwhxl/zgtzj/03/200705/t114785.htm> (2019年2月2日閲覧)。なお、文中の「教皇ピオ12世が1952年と1954年に発表した文書」は、使徒的書簡「クピムス・インプリミス (Cupimus Imprimis)」、回勅「アド・シナルム・ジェンテム (Ad Sinarum Gentem)」を指す。Letra Apostolica di Pio XII, “Cupimus Imprimis”, La Chiesa catholica in Cina, 18 gemaino, 1952. The Holy See (ローマ教皇庁) http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/apost_letters/documents/documents/hf_p-xii_apl_1952 (2019年5月31日最終確認)。“Ad Sinarum Gentem”, Encyclical of Pope Pius XII on supernaturality of the church. October 7, 1954. The Holy See http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/encyclicals/documents/hf_p-xii_eccn_070101 (2019年

- 2月4日閲覧)。中国語訳は「教宗比約十二世《致中華人民》通諭」1954年10月7日。「宗教信仰」http://blog.boxun.com/hero/200909/catholic/49_1.shtml (2019年2月4日閲覧)。
- 6) 「上海專業志 上海宗教志」上海地方志弁公室 http://www.shtong.gov.cn/dfz_web/DFZ/PianInfo?idnode=75203&tableName=userob (2019年3月3日閲覧)。
 - 7) 「打撃以宗教作掩護的反革命分子」『上海公安志第二編 懲治反革命罪犯』上海地方志弁公室 http://www.shtong.gov.cn/dfz_web/DFZ/ZhangInfo?idnode=59920&tableName=user (2019年3月3日閲覧)。「1953年に教会内部の帝国主義勢力が肅清された」事件とは、同年3月25日と6月15日に上海市公安当局が「帝国主義がカトリック教会を利用して破壊活動を進めた案件を摘発した」とする事件を指す。6月15日の事件に関しては、Marianiの前掲書に詳しい。Mariani, *op. cit.*, pp. 123–130.
 - 8) 劉建平、前掲書、p. 229.
 - 9) “The Chinese Catholic Patriotic Association”, Spring, 1996. The Cardinal Kungfoundation <http://www.cardinalkungfoundation.org/ar/ChineseCatholicPatrioticAsso.php> (2019年1月20日閲覧)。なお、ローマ教皇と各地の司教の関係については、日本カトリック司教協議会、教理委員会訳・監修『カトリック教会のカテキズム (*Catechismus Catholicae Ecclesiae*)』カトリック中央協議会、2002年、pp. 255, 261, 269, 274.
 - 10) James T. Myers, *Enemies without Guns: The Catholic Church in China*, New York: Paragon House, 1991. Mariani, *op. cit.*
 - 11) Myers, *ibid.*, p. 139.
 - 12) Mariani, *op. cit.*, p. 134.
 - 13) 「犬猫路線」の原文は「猫狗路線」。前掲注5)、「看中国」。
 - 14) 陳金龍「試論建国初期中国共产党处理宗教問題的基本經驗」『党史研究与教学』2000年第6期(総第156期)、中共福建省委党校、福建省中共党史学会。中華人民共和国国史網 <http://www.hprc.org.cn/pdf/DSY200006000/pdf> (2019年2月20日閲覧)。
 - 15) 金春明『中華人民共和国簡史』香港：開明書店、1992年。彪松『毛沢東時代の中国(1)』北京：中共党史出版社、2003年。林蘊暉『中華人民共和国史第2巻 向社会主义过渡——中国經濟與社会的轉型』香港：中文大学出版社、2009年。
 - 16) 林蘊暉、前掲書。錢理群『二十世紀中国知識分子精神史三部曲 1949–1976 歲月滄桑』香港：香港城市大学出版社、2017年。
 - 17) 拙稿「中華人民共和国建国期における「レジオマリエ」を巡る動向について」『アジア經濟』Vol. 57, No. 3、アジア經濟研究所、2016年9月、p. 41.
 - 18) 同上、p. 45.
 - 19) 同上。
 - 20) 「共產主義に関する聖省令」1949年7月1日、ピオ11世、岳野慶作訳、カトリック社会文化研究所監修『ディヴィニ・レデンプトリス 無神の共產主義』中央出版社、昭和34年、pp. 155, 156. *Decree against Communism*. ラテン語・英文対訳は Monfort. <http://www.monfort.org.br/eng/documentos/decretos/anticomunismo> (2019年2月20日閲覧)。ラテン語原文は “*Decretum. Suprema Sacra Congrega Tio S. Officii*”. The Archivist's Pencil <http://archives-archtoronto.blogspot.com/2017/07/the-decree-against-communism.html> (2019年2月21日閲覧)。
 - 21) 「フランス枢機卿団の書簡」1949年9月8日、岳野訳、同上、pp. 164, 165.
 - 22) 拙稿、前掲注17)、p. 34.

- 23) 劉建平、前掲書、pp. 325-331.
- 24) レオ13世教皇回勅「レールム・ノヴァルム——労働者の境遇について (*Rerum Novarum*)」1891年5月15日、The Holy See http://www.vatican.va/holy_father/leo-xiii/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_15051891_rerum_novarum_em.html (2019年1月29日閲覧)。日本語訳は中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社、1991年、pp. 25, 26.
- 25) 「現代世界憲章 (*Gaudium et spes*)」1965年12月7日、第二バチカン公会議公文書公式改訂特別委員会監修『第二バチカン公会議公文書 (*Sacrosanctum Oecumene niccum Concilium Vaticanum II Constitutiones, decreta, Declarationes*) 改訂公式訳』カトリック中央協議会、2013年、p. 678.
- 26) 前掲注20)。
- 27) 前掲注21)。
- 28) 拙稿、前掲注17)、p. 35.
- 29) ピオ11世教皇回勅「クアドラジェシモ・アンノ——社会秩序の再建 (*Quadragesimo Anno*)」1931年5月15日、The Holy See http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/documents/hf_p-xi_enc_19310515 (2019年2月20日閲覧)。日本語訳は中央出版社編、前掲書、pp. 236-238.
- 30) ピオ11世教皇回勅「ディヴィニ・レデンプトリス——無神の共産主義について (*Divini Redemptoris*)」1937年3月19日、The Holy See http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/hf_p-xi_enc_19031937_divini-redemptoris_em.html (2019年1月19日閲覧)。日本語訳は岳野訳、前掲書、p. 22.
- 31) 同上、日本語訳は岳野訳、同上、pp. 27, 28.
- 32) 龔品梅の経歴に関する記述は、以下に拠った。“Biography”, The Cardinalkung Foundation <http://www.cardinalkungfoundation.or/ck/cklife.php> (2019年2月8日閲覧)。Elisabeth Rosenthal, “Ignatius Kung, 98, Long Jailed by China, Dies. New York Times, March, 14, 2002” <http://www.cardinalkungfoundation.or/ck/ckfnyt.php> (2019年2月10日閲覧)。Mariani, *op. cit.*, pp. 29, 154, 190-193. Mary Qian, *The Victimized*, Bloomington, Indiana: Authorhouse, 2007, pp. 177-195. 劉建平、前掲書、p. 289. 劉文忠『反文革第一人及其同案犯』マカオ：澳門崇適文化出版、2008年、pp. 333-337. 上海地方志弁公室『上海公安志』第二編「懲治反革命罪犯 第四章 打擊以宗教作援護的反革命分子」、上海地方志弁公室 http://www.shtong.gov.cn/dfz_web/DFZ/ZhangInfo?idnode=59920&tableName=user (2019年5月30日最終確認)。松隈康史「中国のカトリック教会——歴史、現状、展望」『カトリック教会情報ハンドブック2007』、カトリック中央協議会 <http://www.cbcc.catholic.jp/2008/09/01/13296/> (2019年3月8日閲覧)。拙稿「中華人民共和国建国を巡るカトリック教会・ローマ教皇庁の動向——カトリック教会・ローマ教皇庁の視点からの分析」愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol. 32、東方書店、2009年12月、pp. 197-220.
- 33) 「中共中央關於天主教、基督教問題的指示」1950年8月19日、人民網 <http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64185/66655/4492592.html> (2019年1月18日閲覧)。
- 34) 「画清敵我界線、徹底肅清龔品梅反革命集團和一切暗藏在天主教內的反革命分子！」『新華日報』1955年11月21日(B)。「揭發董海晏、孟兆福的罪行」『大衆日報』1955年12月8日(B)。
- 35) 「龔品梅反革命集團是人民的死敵」『新聞日報』1955年9月10日(B)。

- 36) 「上海市公安機關破獲暗藏在天主教內的龔品梅反革命集團」『人民日報』1955年12月10日(B)。前掲注35)、「龔品梅反革命集團是人民的死敵」。
- 37) 「濟南市人民公安機關經周密偵察、破獲了一個暗藏的反革命集團」『大眾日報』1955年12月6日(B)。
- 38) Qian, *op. cit.*, p. 27.
- 39) 前掲注34)、「揭發董海晏、孟兆福的罪行」。なお、「第七戒」では、「窃盜」と「ひとの持ち物をみだりに望むこと」が禁じられている。『カトリック要理』カトリック中央協議会、1998年、pp. 147-149.
- 40) 「剥開龔品梅反革命集團的皮」『新聞日報』(上海)、1955年9月13日(B)。「大罪」と「聖体拝領」の関係については『カトリック要理』p. 188.
- 41) Qian, *op. cit.*, p. 27.
- 42) 前掲注34)、「揭發董海晏、孟兆福的罪行」。前掲注35)、「龔品梅反革命集團是人民的死敵」。
- 43) 前掲注36)、『カトリック要理』p. 149.
- 44) 前掲注5)、「看中国」。前掲注14)。
- 45) 「政協上海市委會學委會宗教界小組開討論會 一致聲討龔品梅反革命集團」『新聞日報』1955年9月11日(B)。
- 46) 同上。
- 47) 「偽善者的真面目」『新聞日報』1955年9月14日(B)。
- 48) 前掲注35)、「龔品梅反革命集團是人民的死敵」。「徹底摧毀龔品梅反革命集團、肅清隱藏在天主教會內的一切反革命分子」『新聞日報』1955年9月9日(B)。「上海市公安機關破獲暗藏在天主教會內的龔品梅反革命集團」『人民日報』1955年9月11日(B)。Marianiによれば、当時の上海教区の組織内部には既に複数の情報提供者が存在しており、上海教区関係者の言動や動向に関する情報を当局に伝えていた。新聞報道における教会関係者の発言は、彼らを通じてもたらされたものと考えられる。Mariani, *op. cit.*, p. 140.
- 49) 「龔品梅反革命集團迫害愛國教徒、打擊教徒愛國運動」『新聞日報』1955年9月11日(B)。前掲注48)、「上海市公安機關破獲暗藏在天主教內的龔品梅反革命集團」。
- 50) 前掲注35)、「龔品梅反革命集團是人民的死敵」。前掲注48)、「上海市公安機關破獲暗藏在天主教會內的龔品梅反革命集團」。
- 51) 前掲注35)「龔品梅反革命集團是人民的死敵」。
- 52) 前掲注29)。中央出版社編、前掲書、p. 237.
- 53) 前掲注30)。日本語訳は岳野訳、前掲書、p. 28.
- 54) 同上。日本語訳は同上、pp. 27, 28.
- 55) 前掲注29)。日本語訳は中央出版社編、前掲書、p. 236.
- 56) 前掲注35)、『人民日報』1955年12月10日。
- 57) 董必武、前掲注4)。
- 58) 「中華人民共和國第一屆全國人民代表大會第二次會議關於發展國民經濟的第一個五年計画的決議」1955年7月30日、中国政府網 http://www.gov.cn/govweb/test/2008-03/06/content_911473.htm (2019年4月20日閲覧)。